

## 第2期

# 川西町国民健康保険 特定健康診査等実施計画

平成25年2月  
川西町国民健康保険

————— もくじ —————

第1章 計画策定にあたって	1
1 趣 旨	1
2 計画の内容	
3 計画の性格と位置づけ	1
4 第二期川西町国民健康保険特定健康診査等実施計画の周知	1
第2章 医療費からみた現状	2
1 川西町の国民健康保険被保険者の健康と医療費の現状	
（1） 医療費の状況	2
（2） 疾病別の件数	3
（3） 生活習慣病にかかる医療費の状況(40～64歳)	4
（65～74歳)	5
第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施結果・目標値	6
1 特定健康診査・特定保健指導の実施結果	6
2 川西町の目標値	7
3 特定健康診査の対象者及び受診見込数	7
4 特定保健指導の対象者及び実施見込数	8
5 特定健康診査・特定保健指導の実施方法	9
（1） 実施場所、実施項目、実施時期と期間	9
（2） 外部委託者の選定にあたっての考え方	11
（3） 事業主健診等他の健診受診者の健診データをデータ保有者から受領する方法	11
（4） 記録の管理・保存期間	11
（5） 実施に関する年間スケジュール	11
6 個人情報の保護	12
7 特定健康診査等実施計画の公表・周知	12
8 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	13

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 趣旨

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」という）に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、医療保険者にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査（以下「特定健診」という）及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

川西町国民健康保険（以下「川西町国保」という。）では平成20年1月「川西町国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健診・特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に取り組んでまいりました。

特定健康診査等実施計画については、5年を一期として定めることとされており、本計画は第一期（平成20年度～24年度）の計画期間が終了することにより、第二期（平成25年度～29年度）の計画として策定するものです。

## 2 計画の内容

川西町国保に加入する40歳から74歳までの被保険者に対して実施する特定健診・特定保健指導の具体的な実施方法及び、成果にかかる目標に関する基本的事項等について定めます。

策定にあたっては、医療費の現状、特定健診・特定保健指導の現状や他市町の取り組み状況等を踏まえて、特定健診・特定保健指導を効率的かつ効果的に実施するものとします。

## 3 計画の性格と位置づけ

この計画は、国の特定健康診査等基本指針（法第18条）に基づき、川西町国保が策定する法定計画（法第19条）であり、都道府県医療費適正化計画と十分な整合性を図りながら策定します。

## 4 第2期川西町国民健康保険特定健康診査等実施計画の周知

- ・ホームページへの掲載

## 第2章 医療費からみた現状

### 1 川西町国民健康保険被保険者の健康と医療費の現状

川西町は、置賜盆地の中心に位置する人口17,297人（平成24年4月1日現在 男性8,430人 女性8,867人）の町です。

川西町の国民健康保険被保険者数は、4,496人であり人口の26.1%を占めており、約4人に1人が国民健康保険に加入していることになります。

平成23年の死亡者数は285人であり、三大生活習慣病である悪性新生物（73人）、脳血管疾患（50人）、心疾患（37人）が死亡者全体の56.6%を占めています。

また、全国、山形県と比較すると悪性新生物、脳血管疾患、心疾患の死亡率がいずれも平均を上回っており、特に脳血管疾患は大幅に上回っています（人口10万対）。

#### （1）医療費の状況

川西町国民健康保険の診療費を主要疾病別にみると、高血圧性疾患（11.3%）の占める割合が最も高く、ついで悪性新生物（9.6%）、糖尿病（5.5%）などの順になっています。県と比較すると糖尿病、高血圧性疾患の占める割合が高くなっています。

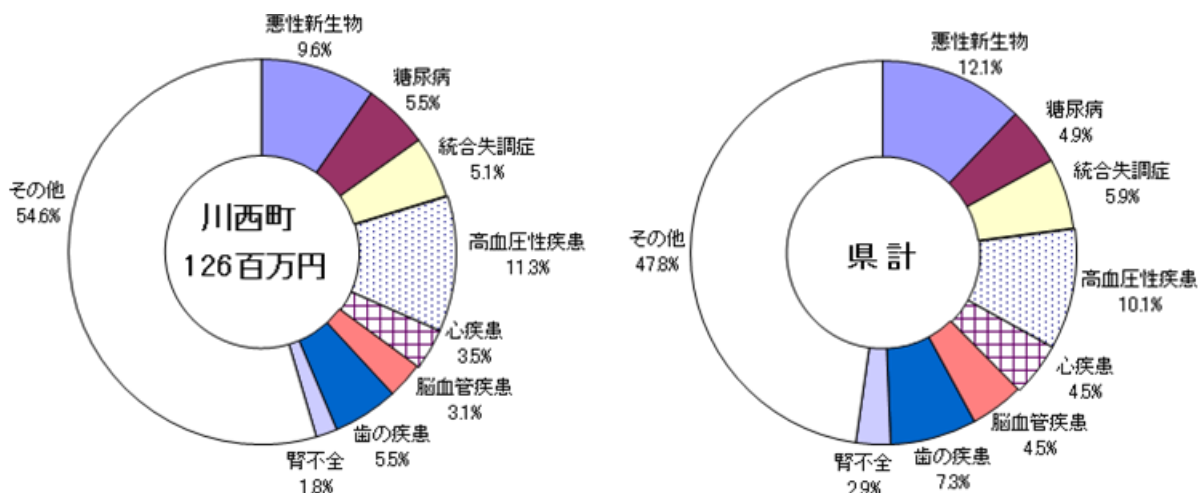
このような状況より、高血圧性疾患と糖尿病の重症化予防対策と、発症予防対策が重要といえます。

【表1】 川西町の主要疾病別の医療費

（単位：千円）

	悪性新生物	糖尿病	認知症	高血圧性疾患	心疾患	脳血管疾患	歯の疾患	腎不全
男性	7,882	4,216	1,137	6,934	3,670	2,338	3,493	1,444
女性	4,212	2,729	5,336	7,304	698	1,517	3,406	792
合計	12,094	6,945	6,473	14,238	4,368	3,855	6,899	2,236

【図1】 町と県の医療費の比較（平成23年5月診療分）



(2) 疾病別の件数

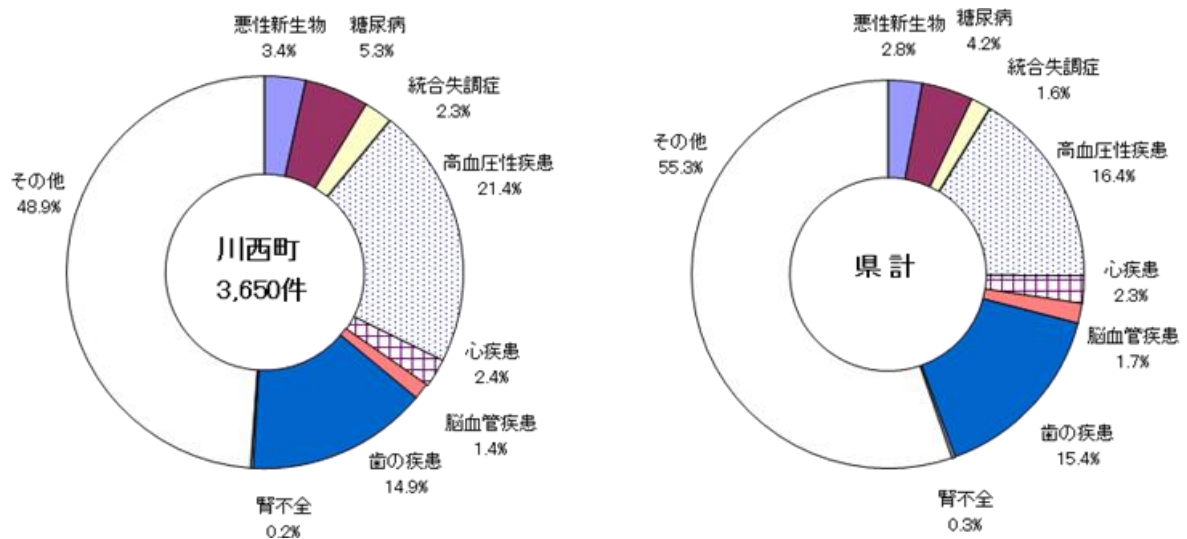
平成 23 年 5 月診療分の受診総件数は 3,650 件となっています。主要疾病別にみると、高血圧性疾患の占める割合が最も高く 21.4%、ついで歯の疾患 (14.9%)、糖尿病 (5.3%)、悪性新生物 (3.4%) などの順となっています。また県に比べ、悪性新生物、糖尿病、統合失調症、高血圧性疾患などの占める割合が高いことが分かります。

【表 2】 川西町の主要疾病別受診件数

(単位:件)

	悪性新生物	糖尿病	認知症	高血圧性疾患	心疾患	脳血管疾患	歯の疾患	腎不全
男性	74	118	32	386	52	32	275	5
女性	49	74	51	396	34	18	268	2
合計	123	192	83	782	86	50	543	7

【図 2】 町と県の受診件数の比較 (平成 23 年 5 月診療分)



(3) 生活習慣病にかかる医療費の状況 (平成24年5月診療)

主要疾病の医療費を特定健診対象年齢で見ると、高血圧性疾患によるものが男女を問わず多く、特に女性の場合は主要疾病全体の半数以上を占めています。また糖尿病、脳梗塞などの件数は、65-74歳よりも40-65歳の方が多いたことが分かります。

以上のことから、若いうちから重症化予防、発症予防対策を講じる必要があるといえます。

40-64歳		男性				女性				合計			
		医療費 (千円)	一人当たり 医療費(円)	件 数	%	医療費 (千円)	一人当たり 医療費(円)	件 数	%	医療費 (千円)	一人当たり 医療費(円)	件 数	%
糖尿病	合計	1,452	1,232	51	13%	958	1,063	24	18%	2,411	1,158	75	15%
	入	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	外	1,452	1,232	51	18%	958	1,063	24	18%	2,411	1,158	75	18%
その他内分泌、 栄養 及び代謝疾患	合計	772	654	37	7%	727	806	46	14%	1,498	720	83	9%
	入	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	外	772	654	37	9%	727	806	46	14%	1,498	720	83	11%
高血圧性疾患	合計	2,954	2,505	176	26%	2,473	2,742	151	47%	5,427	2,608	327	33%
	入	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	外	2,954	2,505	176	36%	2,473	2,742	151	47%	5,427	2,608	327	40%
虚血性心疾患	合計	235	199	11	2%	48	53	5	1%	283	136	16	1.7%
	入	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	外	235	199	11	2.8%	48	53	5	1%	283	136	16	2%
くも膜下出血	合計	528	448	2	5%	0	0	0	0%	528	254	2	3%
	入	520	441	1	17%	0	0	0	0%	520	250	1	17%
	外	8	7	1	0.1%	0	0	0	0%	8	4	1	0.1%
脳内出血	合計	2,147	1,821	4	19%	0	0	0	0%	2,146	1,031	4	13%
	入	2,081	1,765	2	69%	0	0	0	0%	2,080	1,000	2	69%
	外	66	56	2	0.8%	0	0	0	0%	66	32	2	0.5%
脳梗塞	合計	446	378	11	4%	139	154	6	3%	585	281	17	3.5%
	入	152	129	1	5%	0	0	0	0%	153	73	1	5%
	外	294	249	10	3.5%	139	154	6	3%	432	208	16	3%
動脈硬化(症)	合計	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	入	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	外	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
腎不全	合計	2,763	2,344	7	24%	870	964	2	17%	3,634	1,746	9	22%
	入	245	208	1	8%	0	0	0	0%	245	118	1	8%
	外	2,518	2,136	6	30%	870	964	2	17%	3,389	1,628	8	25%
主要疾病総額	合計	11,297	9,581	299	100%	5,215	5,782	234	100%	16,512	7,935	533	100%
	入	2,998	2,543	5	100%	0	0	0	0%	2,998	1,441	5	100%
	外	8,299	7,038	294	100%	5,215	5,782	234	100%	13,514	6,494	528	100%

※平成 24 年 5 月末時点 被保険者数  
 (40-64 歳) 男性 1, 179 人 女性 902 人  
 (65-74 歳) 男性 697 人 女性 684 人

65-74 歳		男性				女性				合計			
		医療費 (千円)	一人当たり 医療費(円)	件 数	%	医療費 (千円)	一人当たり 医療費(円)	件 数	%	医療費 (千円)	一人当たり 医療費(円)	件 数	%
糖尿病	合計	1,963	2,816	47	21%	1,314	1,921	43	15.7%	3,277	2,373	90	19%
	入	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	外	1,963	2,816	47	26%	1,314	1,921	43	17.1%	3,277	2,373	90	21%
その他内分泌、 栄養及び代謝 疾患	合計	599	859	26	7%	1,236	1,808	66	15%	1,835	1,329	92	11%
	入	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	外	599	859	26	8%	1,236	1,808	66	16.1%	1,835	1,329	92	12%
高血圧性疾患	合計	4,346	6,235	211	47%	4,544	6,643	232	54%	8,890	6,437	443	53%
	入	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	外	4,346	6,235	211	57%	4,544	6,643	232	59%	8,890	6,437	443	58%
虚血性心疾患	合計	313	449	14	3.4%	253	369	12	3%	565	409	26	3%
	入	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	外	313	449	14	4.1%	253	369	12	3.3%	565	409	26	4%
くも膜下出血	合計	0	0	0	0%	47	69	1	0.6%	47	34	1	0.3%
	入	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	外	0	0	0	0%	47	69	1	0.6%	47	34	1	0.3%
脳内出血	合計	0	0	0	0%	12	17	1	0.1%	12	9	1	0.1%
	入	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	外	0	0	0	0%	12	17	1	0.2%	12	9	1	0.1%
脳梗塞	合計	1,961	2,814	18	21%	283	1,235	12	10%	2,245	1,625	30	13.3%
	入	1,597	2,291	4	100%	1	822	1	81%	1,598	1,157	5	100%
	外	364	523	14	4.8%	282	413	11	3.7%	647	468	25	4.2%
動脈硬化(症)	合計	9	13	1	0.1%	0	0	0	0%	9	7	1	0.1%
	入	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
	外	9	13	1	0.1%	0	0	0	0%	9	7	1	0.1%
腎不全	合計	0	0	0	0%	0	199	1	1.6%	0	0	1	0.001%
	入	0	0	0	0%	0	199	1	19%	0	0	1	0.01%
	外	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%
主要疾病総額	合計	9,191	13,186	317	100%	7,689	12,261	368	100%	16,880	12,223	685	100%
	入	1,597	2,291	4	100%	1	1,021	2	100%	1,598	1,157	6	100%
	外	7,594	10,895	313	100%	7,688	11,240	366	100%	15,282	11,066	679	100%

### 第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施結果・目標値

#### 1 特定健康診査・特定保健指導の実施結果

特定健診の実施率は、平成20年度では36.3%、平成21年度では35.4%、平成22年度では37.6%、平成23年度は37.0%となっています。

年々受診率は向上しております。実施率向上に向けた各種啓発活動及び未受診者に対する受診勧奨の現れとなっています。

特定保健指導は、特定健診の受診結果により、検査数値に応じて実施されます。

特定保健指導実施率は平成20年度15.7%、平成21年度33.8%、平成22年度44.7%、平成23年度33.9%となっています。

平成20年度は指導地区を限定（7地区中2地区）したことによる数値となっています。

	H20	H21	H22	H23	H24
特定健康診査受診率	36.3% (45%)	35.4% (50%)	37.6% (55%)	37.0% (60%)	36.9% (65%)
特定保健指導実施率	15.7% (25%)	33.8% (30%)	44.7% (35%)	33.9% (40%)	59.8% (45%)

\*平成24年度については推計値

#### 【特定健康診査対象者及び受診者数（実績）】

(単位:人)

		H20	H21	H22	H23	H24
男 性	受診人数	590	571	616	580	552
	対象者数	1,812	1,813	1,763	1,716	1,648
女 性	受診人数	644	619	608	590	574
	対象者数	1,588	1,548	1,494	1,445	1,404
合 計	受診人数	1,234	1,190	1,224	1,170	1,126
	対象者数	3,400	3,361	3,257	3,161	3,052

\*平成24年度については推計値

#### 【特定保健指導対象者及び受診者数（実績）】

(単位:人)

		H20	H21	H22	H23	H24
男 性	実施者数	19	35	56	27	44
	対象者数	129	122	134	110	94
女 性	実施者数	16	34	40	30	30
	対象者数	94	82	81	58	60
合 計	実施者数	35	69	96	57	74
	対象者数	223	204	215	168	154

\*平成24年度については推計値



＜特定保健指導対象者数の内訳＞

**動機付け支援**

(単位:人)

	H20	H21	H22	H23	H24
男 性	64	60	75	57	53
女 性	75	59	62	44	45
合 計	139	119	137	101	98

\*平成24年度については推計値

**積極的支援**

(単位:人)

	H20	H21	H22	H23	H24
男 性	65	62	59	53	41
女 性	19	23	19	14	15
合 計	84	85	78	67	56

\*平成24年度については推計値

**2 川西町の目標値**

国の示した市町村国保全体の目標値は、特定健診・特定保健指導共に平成29年度時点で60%となっていますが、第一期計画中の川西町国保の実績や実施率向上に向けた取組の状況もふまえ、実施率の目標値を以下のように設定します。

	H25	H26	H27	H28	H29
特定健康診査受診率	42%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導実施率	60%	60%	60%	60%	60%

**3 特定健康診査の対象者及び受診見込数**

特定健康診査等の対象者は、年齢が40歳から74歳までの川西町国民健康保険の加入者です。ただし、事業主健診や、厚生労働大臣が定める対象除外者に該当する者は除かれます。

平成24年度の対象者数は3,052人でしたが、平成29年度は2,633人になるものと見込まれます。

また、特定健診受診見込数については、対象者数に各年の目標実施率を乗じて算出します。平成29年度受診人数は1,580人になるものと見込まれます。

**【国保被保険者年齢・男女別総数推計】**

(単位:人)

	年齢	H25	H26	H27	H28	H29
男 性	40-64 歳	1,156	1,133	1,112	1,091	1,070
	65-74 歳	674	656	638	621	604
	40-74 歳	1,830	1,789	1,750	1,712	1,674
女 性	40-64 歳	879	863	846	830	814
	65-74 歳	676	657	640	622	606
	40-74 歳	1,555	1,520	1,486	1,452	1,420
合 計	40-64 歳	2,035	1,996	1,958	1,921	1,884
	65-74 歳	1,350	1,313	1,278	1,243	1,210
	40-74 歳	3,385	3,309	3,236	3,164	3,094

【特定健康診査対象者及び受診見込み数】

(単位:人)

		H25	H26	H27	H28	H29
男 性	受診人数	645	701	756	806	853
	対象者数	1,606	1,558	1,511	1,466	1,422
女 性	受診人数	575	597	644	687	727
	対象者数	1,368	1,327	1,287	1,249	1,211
合 計	受診人数	1,220	1,298	1,400	1,493	1,580
	対象者数	2,974	2,885	2,798	2,715	2,633

4 特定保健指導対象者及び実施見込数

特定保健指導の実施見込数については、対象者数に各年の目標実施率を乗じて算出します。

(単位:人)

		H25	H26	H27	H28	H29
男 性	実施者数	80	87	94	100	106
	対象者数	134	145	156	167	177
女 性	実施者数	45	47	50	54	57
	対象者数	75	78	84	90	95
合 計	実施者数	125	134	144	154	163
	対象者数	209	223	240	257	272

## 5 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

### (1) 実施方法・実施時期・実施項目と期間

#### ① 特定健康診査

- 実施方法

検診機関等へ委託します。

集団健診・・・各地区交流センター等の会場で実施します。

国保人間ドック・・・検診機関等を会場に特定健診の健診項目と町のがん検診を併せて実施します。

- 実施時期

5月から12月までの期間で実施します。

- 実施項目

すべての受診者に、必須項目及び本来は医師の判断により必要な者に対し実施される詳細な健診項目の両項目を実施します。

必須項目			項目
	基本項目	診察 血圧 身体計測	
			身長、体重、BMI、腹囲
			理学的所見（身体診察）
			血圧
脂質検査			中性脂肪
			HDL コレステロール
			LDL コレステロール
肝機能検査			AST (GOT)
			ALT (GOP)
			γ-GT (γ-GTP)
血糖検査			ヘモグロビン A1c
尿検査			尿糖
			尿蛋白
追加項目（町の上乗せ項目）		血清クレアチニン	
詳細な健診項目	貧血検査		赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
			心電図検査
			眼底検査

- 周知や案内方法

特定健診の対象者に対し、受診期間前に、特定健康診査票、実施場所・時間等の書類を送付します。

広報誌や町のホームページに掲載すると共に、保健事業等の機会をとらえ案内します。

② 特定保健指導

- ・ 実施方法  
動機づけ支援は川西町で実施し、積極的支援は検診機関等に委託します。
- ・ 実施時期  
通年実施とします。
- ・ 実施内容  
対象者は、まず特定健診を受診します。その後、健診結果を用いて、腹囲やBMI、血糖、血圧、脂質について定められた基準により、生活習慣病になるリスクの保有状況を判定し、受診者を「情報提供レベル」、特定保健指導が必要となる「動機付け支援レベル」「積極的支援レベル」に区分します（階層化）。  
階層化により「動機付け支援レベル」「積極的支援レベル」にあると判定された受診者は、特定保健指導の対象者となります。階層化の基準は下記のようになります。

< 健診結果からの階層化 >

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
男性 85cm 以上	①血糖 ②脂質 ③血圧		40 歳～64 歳	65 歳～74 歳
女性 90cm 以上	2つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
上記以外で BMI 25 以上	3つ該当		積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
		なし		
	1つ該当			

(追加リスク項目)

- ①血糖 ヘモグロビンA1c 5.6%以上
- ②脂質 中性脂肪 150mg/dl 以上、又はHDLコレステロール40mg/dl 未満
- ③血圧 収縮期 130mmHg 以上、又は拡張期 85mmHg 以上

< 特定保健指導の対象者の優先順位 >

- 効果的・効率的な保健指導を実施するために、保健指導対象者に優先順位を付けて特定保健指導の対象者を明確にしていきます。
- 優先順位は、それぞれ次の方を優先対象とします。
- ア 新規対象者や、前年、動機付け、積極的支援対象者であり、保健指導を受けていない方を選定します。
  - イ 健診結果が前年度より悪化したり、保健指導レベルが情報提供から動機付け支援、動機付け支援から積極的支援に移行したりと年次悪化傾向のみられる方を選定します。

- ・ 周知や案内方法

特定保健指導の対象者に対しては、特定健康診査結果票とともに特定保健指導の案内・実施通知します。

(2) 外部委託者の選定にあたっての考え方

厚生労働大臣が告示にて定める外部委託に関する基準を満たしている検診機関等を選定の条件とします。

(3) 事業主健診等他の健診受診者の健診データをデータ保有者から受領する方法

労働安全衛生法に基づく事業主健診等を受診した方の結果については、本人の了承のもと受取を行います。

(4) 記録の管理・保存期間

特定健診・特定保健指導に関するデータの管理は、原則5年間保存とし山形県国民健康保険団体連合会に委託します。

(5) 実施に関する年間スケジュール

	特定健診	特定保健指導	
		動機づけ支援	積極的支援
1月	特定健診申込取りまとめ		
2月			
3月			
4月	健診申込者へ特定健康診査票等の送付		
5月	特定健診の開始		
6月		対象者へ健診結果配布とともに初回面接実施	対象者へ案内・勧奨初回面接実施
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月	特定健診終了		
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月		支援終了	
8月			支援終了

## 6 個人情報の保護

特定健診や特定保健指導の情報の取扱いに当たり、個人情報保護の観点から、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」にもとづき個人情報を取り扱い、役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業員の監督、委託先の監督）について周知を図ります。

また、特定健診・特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定め、委託先の契約遵守状況を管理します。

守秘義務については、国民健康保険法（平成20年4月1日施行分）第二百十条の二、高齢者の医療の確保に関する法律（平成20年4月1日施行）第三十条及び同法第六十七条にもとづき、役員若しくは職員又はこれらの職に合ったものが、正当な理由なしに職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。また、特定健康診査等の実施の受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者についても同様とします。

データの保管方法及び保管体制については、町の個人情報保護条例との整合性をはかりながら、担当部署に特定健診等に関する個人情報保護管理者を設置し、当該部署の長をもってこれに充て、データは磁器媒体（MO等）に保存し、パスワードによるセキュリティをかけます。当該磁器媒体は暗証番号によって開くことができる庁舎内の金庫又はキャビネットに保管するものとし、持ち出す場合には当該管理者の許可を要するものとします。

特定健診・特定保健指導のデータ及びレセプトデータについて、医療保険者たる国保担当部署からそれ以外の関連部署（衛生部門担当等）への提供に際して、被保険者が同意しない場合は、健診時に申し出るよう特定健診の案内等にて周知します。

## 7 特定健康診査等実施計画の公表・周知

### （1）広報及び周知の方法

この計画については、町のホームページ及び広報誌等に掲載することにより広報及び周知を図ります。

### （2）趣旨の普及啓発の方法

特定健康診査等の趣旨の普及については、町のホームページ及び広報誌等に掲載し啓発します。

## 8 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

特定健康診査等実施計画の評価は、健康診査・保健指導の方法、内容、結果等について、生活習慣病・予備群の減少や医療費適正化への効果、目標数値との連動性を考慮し評価を行います。

また、国、県、近隣自治体、さらには地域医療機関等との連携を図り、データ分析等による傾向や対策を講じるものとします。

これらのことから、実施方法等の見直しや工夫をかさねながら、より効果の得られる事業となるように進めていくこととします。

さらに、特定健診・保健指導実施計画の見直しに対しては、健診に関わる内容として、健診委託先機関及び委託内容は適切であったか、健診時期や健診の案内方法は適切であったか等、保健指導に関わる内容として対象者選定や保健指導プログラム内容は適切だったか等について事業終了以後の毎年検討を行います。